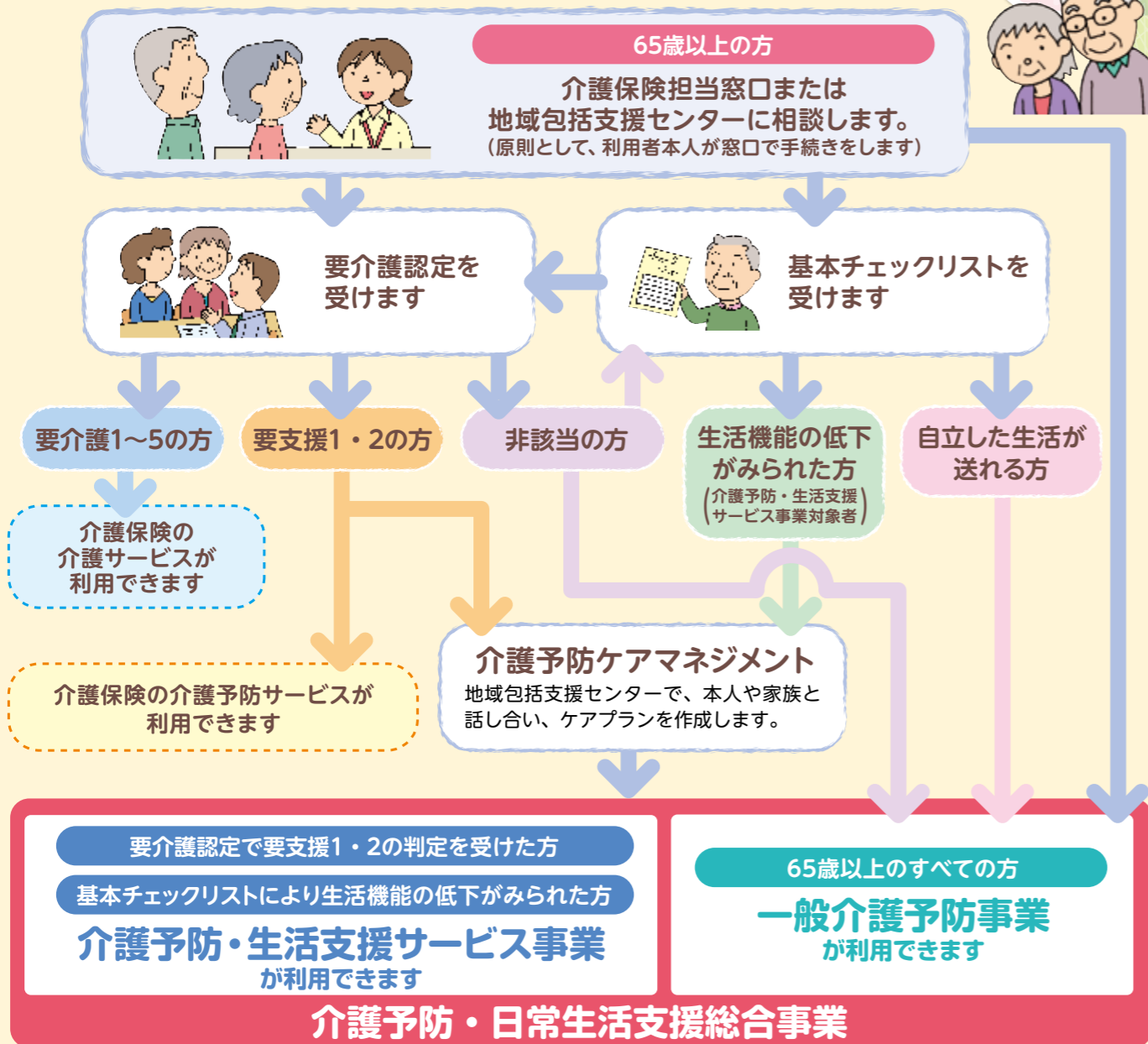


利用までの流れ



※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

地域包括支援センターの連絡先

介護保険に関する相談は、地域包括支援センターのほか各支所・出張所等でも可能です。
(美郷町の相談は地域包括支援センターでのみ可能)

窓口	名称	場所	電話番号 FAX	担当地域
大仙市 <small>※大曲地域は、お住まいの地区により担当となる地域包括支援センターが異なります。</small>	高齢者あんしん相談室中央	大仙市役所本庁内	0187-63-1111 0187-63-8811	大曲※
	高齢者あんしん相談室東部	大仙市役所中仙支所内	0187-56-7125 0187-56-4457	中仙・仙北・太田
	高齢者あんしん相談室西部	大仙市役所西仙北支所内	0187-87-3970 0187-75-1228	神岡・西仙北・南外
	高齢者あんしん相談室南部	大仙市社会福祉協議会本所内	0187-88-8030 0187-62-8008	大曲※
	高齢者あんしん相談室協和	大仙市役所協和支所内	018-892-3838 018-892-3584	協和
仙北市	仙北市包括支援センター	仙北市役所西木庁舎内	0187-43-2283 0187-47-2116	仙北市全域
美郷町	美郷町地域包括支援センター	美郷町役場福祉保健課内	0187-84-4907 0187-85-2107	美郷町全域

新しく 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります!



いつまでも
自分らしく暮らすために
地域ですすめる介護予防

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所

〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所仙北庁舎3階)

TEL0187-86-3910 FAX0187-86-3914

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要

平成29年4月から、要支援1・2の認定を受けた方が利用できる介護保険サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が介護保険の介護予防サービスから、介護予防のための事業「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として実施されます。

総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行います。総合事業の実施により、高齢者の社会参加を促進し、要介護・要支援に至らない元気な高齢者を増やすとともに、地域の支え合いの体制づくりを目指します。

総合事業ではこんなサービスが利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

平成29年4月から新たに「介護予防のための」訪問型サービスと通所型サービスが開始されます！

利用対象者

- 「要支援1・2」の方で、認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方または
- 65歳以上の方で、「事業対象者」の判定がされた方

サービス内容

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が家庭を訪問し、利用者と協働して家事の援助等を行います。
※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と同等のサービスを受けることもできます。



通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けることができます。
※これまで介護サービス事業者から介護予防サービスとして提供されていた介護予防通所介護と同等のサービスを受けることもできます。



適切にサービスを行うための「介護予防ケアマネジメント」

地域包括支援センター等では、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスが適切に提供できるように、介護予防ケアマネジメントを行います。
本人や家族の希望や生活機能の状態等をふまえてケアプランなどを作成し、できるだけ自立した生活を送れるようにサポートします。また必要に応じて、サービス提供後の状況確認も行います。

これまでの要介護・要支援認定に加えて 新しい判定区分「事業対象者」が新設されます！

事業対象者とは？

平成29年4月から開始する訪問型サービスと通所型サービスのみを利用することができる新しい判定区分です。
地域包括支援センター等で実施する基本チェックリストにより総合事業サービスを利用する必要があると判定された方です。（65歳以上のみ）

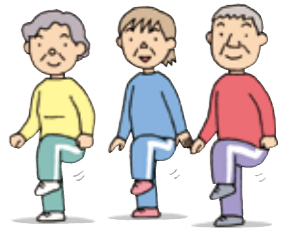
一般介護予防事業

利用対象者

- 介護予防を進めるために、すべての65歳以上の方が利用できるサービスです。

サービス内容

- 介護予防普及啓発事業
介護予防・健康づくりに役立つパンフレットの配布や講座・講演会を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。また、専門の指導員による体操や、介護予防・健康づくりに役立つ講座を実施します（例えば介護予防教室等）。
 - 地域介護予防活動支援事業
地域住民が主体となって行う介護予防活動の支援や、介護予防活動をサポートするボランティアの育成等を行います。
 - 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防の取り組みを機能強化するため、通所・訪問・住民運営の通いの場等へリハビリテーション専門職等が参加します。
- ◆詳しい内容については、お住まいの地域の地域包括支援センターにご相談ください。



総合事業についてよくある質問

- Q 現在「要支援者」でヘルパーさんに来てもらっている（介護予防訪問介護の利用）が、これまでと何が変わるの？
A 現在「要支援者」でデイサービスセンター（介護予防通所介護の利用）に通っているが、何か手続きが必要ですか？
A 契約書の名前的一部分が変わりますが、利用するサービス内容は変わりありませんので、今までどおりご利用いただけます。
- Q 「事業対象者」は訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスは利用できないの？
A 「事業対象者」の方が利用できるサービスは訪問型・通所型サービスのみとなります。訪問型・通所型サービス以外の介護保険サービスが必要な方は、要介護・要支援認定を受けてサービスを利用していただきます。
- Q 要介護の人でも総合事業の訪問型サービス、通所型サービスを利用できるの？
A 総合事業は、要支援1・2または事業対象者の方が利用できる介護予防のためのサービスです。そのため、要介護1～5の方は、総合事業のサービスではなく、介護給付のサービスを利用していただきます。

